

住民票の様式が変わりました！！

平成 27 年 1 月 5 日より、大阪市では住民票の様式が変わりました。

これに伴い、「大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度」に係る手続きの添付書類として住民票を提出される方は次の点にご注意ください。

◎新しい住民票は世帯単位の様式（世帯連記式）と個人単位の様式（個人票式）の 2 種類が発行されますが、必ず個人票（世帯全員（転出・死亡者を含む））を請求してください。

（コンビニでは個人票の発行が出来ないため、区役所窓口等で請求してください。）

◎住民票を請求する際には、次のことに注意してください。

- ・ 世帯全員（転出・死亡者を含む）の個人票であること
- ・ 続柄が記載されていること
- ・ 住所の履歴等が記載されていること
- ・ 使用目的を「新婚・子育て利子補給」、提出先を「住宅支援受付窓口」とすること

◎異動届出日が平成 27 年 1 月 5 日以前の場合、住所履歴等の確認に旧様式の住民票が必要となる場合があります。

◎ご不明な点がございましたら大阪市都市整備局住宅支援受付窓口（TEL06-6882-7050）にお問い合わせください。